

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系ポンプ（A）用出口逆止弁の点検において、弁体ライニング部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	原子炉格納容器雰囲気放射線モニタ（C）の点検において、当該モニタの運用状態表示ランプ（1箇所：発光ダイオード）が消灯していたため、当該状態表示回路を点検・修理又は発光ダイオードを交換	D	
3	2号機	主蒸気逃し安全弁開度検出器の点検において、検出信号伝送ケーブルに断線の可能性が認められたため、当該ケーブルを交換	D	
4	2号機	原子炉建屋照明用分電盤の点検において、当該建屋2階の照明用電源回路に絶縁不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
5	2号機	主低圧タービン（C）のノズルダイヤフラム（14段目、上半）の浸透探傷検査において、ノズル面翼端部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
6	2号機	主低圧タービン（B、C）の点検における同タービン（B）のノズルダイヤフラム（13段目、上半及び14段目、下半）並びに同タービン（C）のノズルダイヤフラム（14段目、上下半）の目視検査において、ノズル面翼端部に欠損及び貫通孔が認められたため、当該部を溶接補修	D	
7	2号機	補機冷却海水系のタービン建屋海水隔離電動弁に動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（プロセス放射線モニタ機能検査）の記録確認において、原子炉建屋換気系放射線モニタ（B）の「確認・評価年月日」欄の記載漏れについて指摘を受けたため、対応検討	C	
9	3号機	原子炉格納容器内1階上部の機器ドレン用中間ファンネルの上蓋密閉用パッキン部より水のリーク（1滴/5秒程度、汚染あり）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	3号機	タービン建屋換気空調系給気用外気処理装置（南側）のエアフィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
11	5号機	原子炉圧力容器廻りの配管改造工事に伴う工事計画変更申請手続きの準備において、当該プラントの建設時に作成された工事計画軽微変更届出書に誤記（「申請要目表」に設備登録のない配管の仕様を記載）が発見されたため、工事計画変更手続き時に誤記を訂正	B	
12	5号機	炉心スプレイ系A系用自動隔離弁の弁棒温度に上昇傾向が認められたため、当該温度データの推移を継続的に監視	D	
13	5号機	所内ボイラ（B）汽胴用レベル計の下側接続箇所のナット締付け部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	電気油圧式主タービン制御装置用高圧油ポンプ（A）付属補助油ポンプの点検において、当該補助油ポンプ取付けフランジ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・調査及びパッキンを交換	対象外	
15	その他	海生物処理設備排ガス処理系の湿式洗浄装置用PH計に指示値不良及び当該計器の異常を示すエラー表示が発生したため、当該PH計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで